



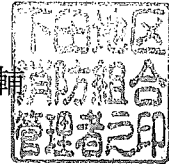
下田地区消防組合訓令第1号

防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する運用要綱を次のように定める。

平成29年8月25日

下田地区消防組合

管理者 下田市長 福井 祐輔



下田地区消防組合訓令第1号

防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下田地区消防組合火災予防条例（昭和57年下田地区消防組合条例第19号）第48条並びに下田地区消防組合火災予防条例施行規則（平成25年下田地区消防組合規則第8号。以下「規則」という。）第21条及び第22条の規定に基づく防火対象物の消防用設備等の状況の公表（以下「公表」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公表対象違反 下田地区消防組合火災予防査察規程（平成25年下田地区消防組合訓令第8号。以下「査察規程」という。）第13条の規定により立入検査結果通知書（以下「通知書」という。）で査察対象物の関係者に通知する指摘事項のうち、規則第21条第2項に規定する違反に該当するものをいう。
- (2) 公表対象物 規則第21条第1項に規定する防火対象物をいう。
- (3) 公表予定日 通知書を通知した日から14日を経過した日をいう。

(消防長の責務)

第3条 消防長は、防火対象物の安全性について利用者が適切に判断できるよう、適正に公表を行うものとする。

(公表対象違反の取扱い)

第4条 規則第21条第2項の設置されていないこととは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置が義務となる防火対象物において、当該設備（それに代えて用いることができる設備等を含む。）を構成する機器等が一切設置されていない場合とする。

2 前項の場合において、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第8条又は第9条の適用を受ける防火対象物の部分ごとに設置義務が生じるときも同様とする。

(公表対象違反の報告等)

第5条 査察員（査察規程第5条各号に規定する査察員をいう。）は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第4条第1項の規定による立入検査（以下「立入検査」という。）において公表対象違反を認めるときは、公表対象違反調査報告書（様式第1号）により、速やかに消防長に報告するものとする。

(通知書の交付)

第6条 消防長は、前条の規定による報告を受けた公表対象物について、公表の必要がある

と認めるときは、別記の内容を記載した通知書を当該公表対象物の関係者（以下「関係者」という。）に交付するものとする。

- 2 前項の場合において、通知書は、関係者に直接手交することを原則とするが、これが困難であるときは、下田地区消防組合火災予防違反処理規程（平成 25 年下田地区消防組合訓令第 7 号）第 22 条第 2 項の規定を準用するものとする。

（公表の通知）

第 7 条 消防長は、前条の規定により通知した公表対象物において、なお公表対象違反が認められるときは、公表予定日の 7 日前までに公表通知書（様式第 2 号）により公表する旨を関係者へ通知し、受領書（様式第 3 号）を求めるものとする。

- 2 第 6 条第 2 項の規定は、前項の規定による関係者への通知について準用するものとする。

- 3 消防長は、関係者に対し、公表対象違反を是正したときは、速やかにその旨を申し出るよう指導するものとする。

（公表の実施）

第 8 条 消防長は、公表対象違反が公表予定日までには是正されないときは、規則第 22 条第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項に規定する事項を公表対象物一覧表（様式第 4 号）による下田地区消防組合公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載し、公表するものとする。

（是正の確認）

第 9 条 消防長は、関係者から公表対象違反を是正した旨の連絡を受けた場合は、直ちに査察員に是正状況の確認を行わせるものとする。ただし、法第 17 条の 3 の 2 に基づく検査を行ったときはこの限りでない。

（公表の削除等）

第 10 条 査察員は、公表対象違反が是正されたことを確認した場合は、速やかに公表対象違反是正報告（通知）書（様式第 5 号）を作成し、次に掲げる資料を添付して消防長へ報告するものとする。

- (1) 通知書又は消防用設備等検査済証の写し等の違反の是正が確認できる資料
- (2) その他必要と認める資料

- 2 消防長は、前項の規定による報告を受けた場合は、ホームページから公表対象違反が是正された防火対象物の公表情報を速やかに削除するものとする。

（ホームページ掲載等の事務）

第 11 条 ホームページの掲載依頼は予防課長が行うものとし、原則として組合の休日を除く日の午前中までに総務課長に依頼するものとする。

- 2 総務課長は、前項の規定による依頼を受けたときは、直ちに掲載事務を行うよう所属職員に指示するものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別記（第 6 条関係）

この防火対象物に係る違反について、下田地区消防組合火災予防条例施行規則第 21 条第 2 項に規定するものにあつては、本通知を交付した日から 14 日を経過したにもかかわらず当該違反が認められるときは、下田地区消防組合火災予防条例第 48 条第 1 項の規定に基づき、下田地区消防組合公式ホームページに公表することがあります。